（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第九条　民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「した者」の下に「（第三号に掲げる場合において消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）第四十六条第二項の規定により届出消費者が異議の申立てをしたときは、その届出消費者）」を加える。

三　消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第五十二条第一項の規定により債権届出の時に訴えの提起があったものとみなされたとき。

別表第一の一六の項イ中「その他」を「、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第十四条の規定による申立てその他」に改め、同項の次に次のように加える。

一六の二	消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第三十条第二項の債権届出	一個の債権につき千円

（民事執行法の一部改正）

第十条　民事執行法の一部を次のように改正する。

第二十二条第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三　仮執行の宣言を付した届出債権支払命令

第三十三条第二項第一号中「次号」の下に「、第一号の三」を加え、同項第一号の二の次に次の一号を加える。

一の三　第二十二条第三号の三に掲げる債務名義並びに同条第七号に掲げる債務名義のうち届出債権支払命令並びに簡易確定手続における届出債権の認否及び和解に係るもの　簡易確定手続が係属していた地方裁判所

第三十三条第二項第六号中「第一号の二」の下に「及び第一号の三」を加える。

第三十五条第一項中「、第三号の二又は第四号」を「又は第三号の二から第四号まで」に改める。

第百七十三条第二項中「第一号の二」の下に「、第一号の三」を加える。

第百九十七条第一項及び第二百一条第二号中「、第四号」を「から第四号まで」に改める。

（消費者契約法の一部改正）

第十一条　消費者契約法の一部を次のように改正する。

第十三条第五項第一号中「この法律」の下に「、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号。以下「消費者裁判手続特例法」という。）」を加え、同項第二号中「第三十四条第一項各号」の下に「若しくは消費者裁判手続特例法第八十六条第二項各号」を加え、「同条第三項」を「第三十四条第三項」に改め、同項第六号イ中「禁錮（こ）」を「禁錮」に改め、「この法律」の下に「、消費者裁判手続特例法」を加え、同号ロ中「第三十四条第一項各号」の下に「若しくは消費者裁判手続特例法第八十六条第二項各号」を加え、「同条第三項」を「第三十四条第三項」に改める。

第三十四条第三項中「除く。）」の下に「若しくは消費者裁判手続特例法第八十六条第二項各号に掲げる事由」を加え、「関し同項第四号」を「関し第一項第四号」に改める。

第三十五条第一項及び第四項第一号中「前条第一項各号」の下に「若しくは消費者裁判手続特例法第八十六条第二項各号」を加える。

内閣総理大臣　安倍　晋三
法務大臣　谷垣　禎一
財務大臣　麻生　太郎

東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年十二月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第九十七号

東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害が大規模で長期間にわたる未曽有のものであり、特定原子力損害（当該事故による損害であって原子力事業者（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第三項に規定する原子力事業者をいう。）が同法第三条第一項の規定により賠償の責めに任ずべきものをいう。以下同じ。）を被った者（以下「特定原子力損害の被害者」という。）のうちに今なお不自由な避難生活を余儀なくされその被った損害の額の算定の基礎となる証拠の収集に支障を来している者が多く存在すること、個々の特定原子力損害の被害者に性質及び程度の異なる特定原子力損害が同時に生じその賠償の請求に時間を要すること等により、特定原子力損害に係る賠償請求権の行使に困難を伴う場合があることに鑑み、特定原子力損害の被害者が早期かつ確実に賠償を受けることができるようにするための体制を国が構築するために必要な措置について定めるとともに、特定原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例を定めるものとする。

（早期かつ確実な賠償を実現するための措置）

第二条　国は、特定原子力損害の被害者が早期かつ確実に賠償を受けることができるよう、国の行政機関における特定原子力損害の賠償の円滑化のための体制の整備、紛争の迅速な解決のための原子力損害賠償紛争審査会及び裁判所の人的体制の充実、原子力損害賠償支援機構による相談体制及び情報提供体制の強化その他の措置を講ずるものとする。

（消滅時効等の特例）

第三条　特定原子力損害に係る賠償請求権に関する民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百二十四条の規定の適用については、同条前段中「三年間」とあるのは「十年間」と、同条後段中「不法行為の時」とあるのは「損害が生じた時」とする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
法務大臣　谷垣　禎一
文部科学大臣　下村　博文
経済産業大臣　茂木　敏充